



島根県報

平成27年9月4日（金）

第2,731号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	（障 がい 福 祉 課）	2
農用地利用配分計画の認可	（農 業 経 営 課）	3
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	3
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業 務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	5

【公 告】

平成27年度クリーニング師試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	6
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	7

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	8
---------------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第613号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 惣倉の杜	隠岐郡隠岐の島町東郷川尻30-2	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたばの里	隠岐郡隠岐の島町東郷川尻30-1	平成27年7月1日
社会福祉法人 惣倉の杜	隠岐郡隠岐の島町東郷川尻30-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふたばの里	隠岐郡隠岐の島町東郷川尻30-1	平成27年7月1日
株式会社 サン・リンク	松江市馬潟町108-1	訪問看護	訪問看護ステーション ひなた	松江市馬潟町98-1	平成27年8月1日
株式会社 サン・リンク	松江市馬潟町108-1	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション ひなた	松江市馬潟町98-1	平成27年8月1日

島根県告示第614号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社三幸	居宅介護支援	ケアプランさくらんぼ	出雲市斐川町今在家403-1	平成27年9月1日

島根県告示第615号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
株式会社山藤薬局和木支店	江津市嘉久志町2425番地47先	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年9月1日

島根県告示第616号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 9 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
原田 勲	大田市仁摩町仁万1601-20	大田市仁摩町仁万字浅井島517-1外2筆
岩谷 成樹	大田市川合町川合2471-1	大田市川合町川合字高瀬210外4筆
農事組合法人 遊邑片田	邑智郡邑南町井原3272-3	邑智郡邑南町井原796外17筆
岩本 秀明	邑智郡邑南町市木5775-1	邑智郡邑南町市木292-3
渡部 文明	松江市八束町波入1215	松江市八束町波入字薮島239-2外11筆

2 認可年月日

平成27年 9 月 4 日

島根県告示第617号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 9 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町都茂3767-1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第618号

平成27年島根県告示第535号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）

第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) イオンモール出雲 出雲市渡橋町1066番地外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

田村 道太 島根県出雲市大塚町982

3 意見の概要

(1) 意見の内容

国道9号出雲バイパスの渋滞対策の徹底について

ア バイパスから直近で店舗進入口となっているが、入庫待ちスペースが狭く、バイパスへ入庫待ち行列が発生しやすい。

イ 店舗進入口は交差点からきわめて近く、入庫待ち行列車両発生は交差点にも及ぶ恐れがある。交差点付近の混雑は、東西南北交通の渋滞を誘発する。店舗進入口はバイパス交差点から離れた地点に変更を求める。あるいは、公道から直接進入ではなく、回遊させ、極力バイパスの混雑を避けてほしい。

ウ バイパス渡橋北交差点から右折して店舗進入を行う車両の規制が無ければ、右折待ちの車両による渋滞は避けられない。右折による進入規制を求めたい。大田市方面(西方面)からの車両はかなり手前から国道9号へ誘導し、左折での店舗進入を図るべき。

(2) 意見を述べる理由

国道出雲バイパスは、出雲市の東西交通の根幹をなす道路である。この国道9号バイパスの渋滞発生は、観光客等の交通便利に悪影響を及ぼし、島根県全体にも影響するであろう。

周辺地域のみならず、地域経済に及ぼす影響も生ずる。かつ、県立中央病院、島根大学医学部附属病院をはじめ出雲大社・日御碕観光にアクセスするメイン道路でもあり、緊急車両や観光客車輛の通行に影響がないように是が非でも渋滞が発生してはならない環境にある。

イオンは、9号バイパスの現状を承知のもと設計しているわけだが、それにしても渋滞発生が明らかに推測できる。その重要交差点付近から直接進入させる計画は、地域の生活経済に少なからずマイナス影響を起すだけに、日本を代表するメガ大型店のイオンにはその対策をぜひ講じていただきたい。県には指導していただきたい。

4 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課(島根県出雲市今市町70)

5 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第619号

平成27年島根県告示第393号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス高津店 島根県益田市高津七丁目15番50号

2 意見を述べる者の氏名及び住所

高町自治会 会長 江崎 博 島根県益田市高津五丁目33-31

3 意見の概要

大規模小売店舗立地法による、地元住民の意見書の提出について、下記の通り地元自治会としてお願いいたします。
当自治会として懸念しております件が御座いますので意見を申し述べておきます。

当地域、市道工業団地5号線は、東西両側共に当自治会内におけます唯一の市道側溝の排水不良地域であります。同線北方200メートルまでは、今年3月益田市都市整備課により新排水路が完成しております。残る個所は、貴社出店計画の上記市道200メートルのみが新排水路未整備地域として残っております。

益田市土木課、都市整備課に確認致しましたが、今年度中の工事計画は予定されておられません。貴社出店計画の東側側溝は、排水設備不備不良により、通年滞留水が排水できない状況が続いております。環境衛生面において、地元自治会としまして大変憂慮致しております。

関係箇所と十分なる協議の上、店舗立地工事に着手されます様お願い致します。

4 縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）

5 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第620号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社建築構造センター	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	島根県松江市中原町6番地	島根県松江市中原町6番地	平成27年9月5日
		東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階	東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階	
		宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階	
		福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室	
		埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階	
		神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階	神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階	
		愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階	愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階	
		岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階	岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階	
		広島県広島市中区八丁堀15番6号 広	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広	

	島ちゅうぎんビル704-2号室 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	島ちゅうぎんビル704-2号室 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階	
--	--	---	--

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成27年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成27年11月13日（金）午前9時30分から午後5時まで（午前9時15分から受付開始。昼休みを含む。）

なお、終了時刻については、受験者数に応じて変更する場合があります。

2 試験場所

学科試験及び実地試験

松江市東津田町1741-1 島根県松江合同庁舎

全ての試験を同一の会場で行う。

3 試験の内容

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 薬品及び繊維の鑑別
- イ しみぬき
- ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（家庭用コードレススチームアイロン（1,400ワット）を使用する。）

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

この収入証紙には、消印しないこと。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成27年9月4日（金）から同月28日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成27年9月28日までの消印のあるもの限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

最寄りの保健所へ提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

(1) 受験願書

(2) 履歴書（所定用紙）

(3) 写真（正面上半身、脱帽の手札型（縦11センチメートル、横8センチメートル）とし、出願前6月以内に撮影したもので、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの）

(5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合に限る。）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の1週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成27年12月15日（火）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板及び各保健所に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

(1) 受験願書等の配付

受験願書及び履歴書（以下「受験願書等」という。）は、島根県健康福祉部薬事衛生課ホームページに掲載するほか、各保健所及び島根県健康福祉部薬事衛生課で配付する。

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形のものに限る。）を同封し、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ郵送すること。

(2) 問合せ先

受験願書等の請求、受験手続その他試験についての問合せは、各保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）景観地区

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第111号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成27年9月4日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 検定を実施する警備業務の種類、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	平成27年12月10日（木）午前9時から正午まで	20人程度
	実技試験	平成28年1月28日（木）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	平成27年12月10日（木）午前9時から正午まで	20人程度
	実技試験	平成28年1月14日（木）午前9時から午後5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

こと。

4 受検資格

(1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成27年10月19日（月）から同月23日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受験票の交付

受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（生活安全刑事）課（係）に行うこと。